

問題となつているステンレス鋼のひびの進み方は極めてゆっくりであり、5年以内であればひびの進展が配管の健全性に影響する前に対処可能であり5年を設定。国の指示文書は、点検でひびがあれば点検対象箇所と同数の追加点検を行うという民間規定の考え方に沿つており、この追加点検をすべきというのは、全数点検の範囲内で追加点検をすることになる。従つて今回の点検により5年間で全数点検している状況であり、追加点検を行ったと考えており、指示文書の内容と矛盾するとは考えていない。

・女川は、今回の点検でひびが見つかったので次の点検予定箇所を前倒しで点検し、以前の点検箇所も再点検するという判断と聞いているが、追加点検は通常は後年度でやるべきものを繰り上げて行う。

(点検記録の信憑性)

・不正の時期に行つた点検は信用できない点について、記録の点検をメーカーの工場の記録も含め、また、第三者機関にも確認いただき、記録の信

憑性は特段疑う余地はない。

(配管の健全性)

・未点検箇所があると不安という点について、5年以内に点検したものなら点検後にひびができて健全性に影響を及ぼさない。実際にひびの箇所を切断してひびの大きさを調べても健全性に影響のある大きさではなかった。

・仮に傷を見過ぎしたり、傷が大きかった場合はという点については、例えば直径60 ϕ 、厚さ4 ϕ 程の配管の場合、1.5 ϕ 位までの傷なら地震があつても配管は破断しないという評価が出ており、現在発見されているひびならば特段問題ない。仮に水漏れがあれば、国の認可を得た規定に基づく運転上の許容値を定めており、許容値以内で原子炉を停止すれば安全に影響を及ぼすものではなく、世界各国でも同じ考え方で運用。また、別の原因で配管から水漏れがあつて原子炉を停止した例があるが、格納容器の外へ放射能の影響を及ぼしたことはない。

(今後の点検)

・将来にわたつて適切に点検が

行われるかという点については、今後も5年分・4回の定期検査毎に全数を点検する計画である。

▼保安院回答

・国の健全性評価小委員会で検討された結果、5年間で100%の割合で点検という考えに基づき指示文書が出されたもので、それに基づいて点検されている。



超音波探傷検査状況

さらに次のような質疑がありました。

(全数点検)

Q 東北電力や中部電力は、傷があつたので全数点検という選択をしている中で、問題の当事者、契機になつた東電だけが、こういう独自の対応でいいのか、全数見てほしい。

A (東電) 以前点検した箇所を再点検する必要がないというのは、5年で一くくりという考え方によるもの。これは設備の健全性を確認する本来の目的からして十分だということが1点。追加点検が必要な場合には柔軟に行う必要があるが、放射線下の作業なので放射線量をいたずらに増やさないよう、その必要性は工学的にも十分理解できるものでなければならぬ。仮にひびが元々あつたとしても、5年以内に点検・補修すれば安全性に影響ないことから、むしろ計画に従つて的確に進めることが、全体の保全としては望ましい水準を維持できる。

Q 未点検箇所は、点検しにくいなどの理由からなのか。女川で平成13年に異常がなかつた箇所に今回ひび割れがあつたということ、やはり全部見て確認してほしい。6、7号機と違い、ひびのあるものを運転再開することに対して住民の中には不満もある。

A (東電) 今回未点検の10箇所は最近5年間の定期検査で点